

宮古島市教職員働き方改革推進プラン

宮古島市教育委員会

1 目的

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。

※児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上（※みんなの学校！ピースフル・プランより）

2 目標

目的実現のための「3軸・6視点」の実感を向上させる。

（教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備）

【3軸・6視点】

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
6視点	○同僚・管理職との良好な人間関係 ○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保	○児童生徒・保護者との信頼関係の構築 ○資質能力の向上や専門性の発揮	○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成 ○長時間勤務の改善

3 具体的取組

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できるためには、「時間と機会を創出する」ことが必要です。「時間と機会を創出する」ための柱として以下の3つを設定します。

「時間と機会を創出する」ための柱
○ 人材の確保 ○ 教育 DX の推進 ○ 業務の役割分担・適正化

具体的取組として、沖縄県教育委員会が作成した「私たちのピース・リスト 2023」を参考に、「私たちのピース・リスト宮古島市 Ver.」を作成し、宮古島市教育委員会及び学校が取り組む項目を掲げ、各取組を推進することで、文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」の、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務の適正化を図ることができると考えます。

4 成果指標

「3 軸・6 視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

成果指標 1：学校評価（教職員対象）の評価項目に、下記の「3 軸・6 視点」に関する 5 項目を位置づけ、肯定的回答(A と B 回答)の割合を成果指標とする。

成果指標 2：「3 軸・6 視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。

成果指標 3：客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3 軸・6 視点」に関する 5 項目（学校評価に設定）	回答選択肢例（4 件法）
・同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。	肯定的回答(AB) A 当てはまる B ある程度当てはまる C あまり当てはまらない D 当てはまらない
・個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保ができています。	
・一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。	
・より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。	
・心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。	

5 成果指標の達成目標及び検証

(1) 成果指標 1, 2

○全教職員の「3 軸・6 視点」の実感向上を目指して、令和 8 年度(2026 年度)末までに、

- ・肯定的回答の割合 80%以上とする。

(2) 成果指標 3

○教職員の心身の健康を守るために、全教職員が時間外在校等時間上限(月 45 時間、年 360 時間以内での勤務を目指して、令和 8 年度(2026 年度)末までに、

- ・時間外在校時間が月 80 時間を超える教職員をゼロとする。
- ・時間外在校時間が月 45 時間、年 360 時間を超える教職員の年平均割合を令和 5 年度の 50%とする。

学校種	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 8 年度（目標値）	
		市	県	市	県	市	県
小学校	・月 80 時間（年度計月平均）	0.6%	1.1%	0.4%	/	0%	0%
	・月 45 時間（年度計月平均）	13.8%	20.3%	11.7%		6.9%	10.15%
	・年 360 時間（年平均）	35.0%	21.6%	29.1%		17.5%	10.8%
中学校	・月 80 時間（年度計月平均）	2.6%	3.2%	2.9%	/	0%	0%
	・月 45 時間（年度計月平均）	23.0%	29.4%	19.7%		11.5%	14.7%
	・年 360 時間（年平均）	52.8%	26.6%	45.8%		26.4%	13.3%

※目標値の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録したり、又はさせたりすることはしてはならない。

6 具体的取組項目

人材の確保	
教育委員会が中心となって取り組む項目	学校が中心となって取り組む項目
・教員業務支援員の適正配置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置 ・部活動指導員の適正配置 ・学習支援員、特別支援教育支援員の適正配置 ・ICT 支援員の適正配置 ・小学校における専科指導担当教師等の配置拡充 ・長時間勤務の改善 ・メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実 ・復職支援にむけた体制の充実 ・校務分掌の負担軽減 ・学校に対する過剰な要求等に対する支援体制の構築 ・時間外在校等時間月 45 時間、月 80 時間、年間 360 時間以上の教職員の状況把握	・長時間勤務の改善 ・労働安全衛生管理の充実 ・メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実 ・復職支援に向けた体制の充実 ・校務分掌の負担軽減 ・時間外在校等時間月 45 時間、月 80 時間、年間 360 時間以上の教職員の状況把握
教育 DX の推進	
教育委員会が中心となって取り組む項目	学校が中心となって取り組む項目
・「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」(文部科学省)の各項目の検討 ・ICT を活用した効率的・効果的な職員研修の推進 ・教育委員会から学校へ依頼する調査・報告の整理・削減 ・関係団体等への各種コンクール等の周知・募集方法等の見直しの依頼	・「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」(文部科学省)の各項目の検討 ・学校徴収金の内容や業務等の見直し ・校務 DX(校務支援システムの活用等)の推進 ・通知表の見直し
業務の役割分担・適正化	
教育委員会が中心となって取り組む項目	学校が中心となって取り組む項目
・教育職員の時間外在校等時間の上限に関する教育委員会規則等の制定 ・年度末の事務整理及び新年度の準備時間の確保 ・初任者研修等の体系見直し ・具体的な取組内容をホームページ等で情報発信する等、好事例の横展開の推進 ・外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し ・小動物の世話や散水等の見直し ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化 ・部活動の大会等の在り方・運営方法等の検討・依頼 ・部活動の地域移行に係る取組の推進 ・コミュニティスクール(学校運営協議会制度)設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討 ・保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築 ・教職員の地域行事等への動員等の見直し ・学校における部活動指導体制の工夫	・年度末の事務整理及び新年度の準備時間の確保 ・外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し ・小動物の世話や散水等の見直し ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化 ・年間授業時数についての点検・見直し ・学校行事や会議等の在り方の見直しの推進 ・校則等の見直しの推進 ・周年行事等の式典の見直し ・学校における PTA 活動の内容や役割分担等の見直し ・保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築 ・小中学校における登下校に関する対応等の見直し ・教職員の地域行事等への動員等の見直し ・日常的な清掃・環境管理等の見直し ・年間を通した柔軟な時間割編成(日課表)の工夫 ・部活動の適切な休養日の設定 ・学校における部活動指導体制の工夫

7 宮古島市教職員の勤務時間の上限の日安時間

勤務時間の上限については、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（令和2年3月27日沖縄県教育委員会）に従い、以下の通り設定します。

（1）「勤務時間」の考え方

- ① 「勤務時間」については、基本的には教育職員が校内に在校している在校時間を対象とする。
- ② 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
- ③ 校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらの時間を総称して「在校等時間」とし、対象となる「勤務時間」とする。

※客観的な時間外勤務状況把握のための出退勤システムに打刻を要する「在校等時間」についての詳細は、別添の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A（令和2年7月時点）」抜粋（問8から問14）及び解説資料をご確認ください。

（2）上限の日安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」（昭和47年5月15日沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）等で定められた勤務時間（1日あたり7時間45分）の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間が総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

（3）特別的な扱い

- ① 上記（2）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合について、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めら得た勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。